

教職員の働き方改革の取組について

管理部 職員課

1 現状

学校を取り巻く状況が急激に変化し、教育課題が複雑化する中で、教職員の長時間勤務が深刻化しており、教職員が精神的なゆとりを持ち、心身ともに健康な状態で、一人ひとりの児童生徒としっかり向かい合うために、働き方改革に取り組んでいます。

2 規則及び方針に基づく取組の推進

(1) 宝塚市公立学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則（令和2年教育委員会規則第1号）

- ア 超過勤務時間を①1月につき45時間、②1年につき360時間の範囲内とすること。
- イ 通常予見することのできない業務を行う場合であっても、①1月につき100時間未満、②1年につき720時間、③1月当たりの平均時間について80時間、④45時間を超えて業務を行う月数について6月の上限の範囲内とすること。
- エ 業務の量の適切な管理等を図るために必要な事項について定めること。

(2) 宝塚市公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針

- ア 業務の量の適切な管理
- イ 健康等の確保
 - (ア) 年次休暇の取得促進、各種休暇制度等の周知、男性の家事育児への参画等、ワークライフバランスの推進
 - (イ) 相談窓口の周知等によるハラスメントのない職場づくりの推進
 - (ウ) 健康診断の受診、ストレスチェック制度の受診、時間外勤務時間が一定時間を超えた者への医師による面接指導の実施等
- (エ) 休息時間の確保

3 業務の量の適切な管理の具体的な内容

- ① 記録簿による勤務時間の記入の徹底による在校等時間の適正な管理等
- ② 校内グループウェアや校務支援ソフトの導入などICTを活用した事務作業の負担軽減
- ③ SC、SSW、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画
- ④ サポートスタッフなど授業準備、部活動等への外部人材の参画
- ⑤ 定時退勤日、ノー会議デー、ノー部活デーの設定及び実施
- ⑥ 宝塚市立中学校部活動ガイドラインにのっとり取組
- ⑦ 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等
- ⑧ 勤務時間外の留守番電話の設定
- ⑨ 学校閉庁日（節電休業日）の設定